

相談支援センター 紋

知っていますか？『障害者週間』

12月3日～9日の1週間は『障害者週間』です。『障害者週間』とは、平成16年6月の障害

者基本法の改正により、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」（12月9日）に代わるものとして設定されました。

『障害者週間』の期間中は様々なところで、障害に対する理解促進や、意識啓発を図るための取り組みが行われます。糺では、この期間に合わせて南区の圏域のまちづくりセンター（城南・富合・飽田・天明）に「障がいについて学ぼう」と題したブースを設けさせていただき、展示を行いました。地域のみなさまが、障害福祉について考えるきっかけとなれば嬉しいです。

